

# 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和5年(2023年)3月27日

宇部市議会議長 河崎 運 様

産業建設委員長 田中文代

## 記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第29号	宇部市農業集落排水施設条例中一部改正の件	原案可決	岩川地区農業集落排水施設及び吉部地区農業集落排水施設の統合に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第30号	宇部市営住宅条例中一部改正の件	原案可決	中央町第二借上住宅及び東本町第三借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第31号	宇部市手数料徴収条例中一部改正の件	原案可決	都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法の一部改正等に伴い、手数料の新設その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第32号	宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件	原案可決	道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第37号	工事請負変更契約締結の件(宇部市既設庁舎解体工事)	原案可決	宇部市既設庁舎解体工事で、空調ダクト接合部の不可視箇所におけるアスベスト除去作業等の追加に伴い、工事請負金額を増額変更するものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案 第 38 号	恩田運動公園に係る指定 管理者の指定の件	原案可決	恩田運動公園の指定管理者を指定すること について、地方自治法の規定により、市議 会の議決を求めるものであり、妥当なもの と認めた。